

防災計画

(南海トラフ地震防災規程)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条 1 項に基づき、サービス付き高齢者向け住宅 花べるじゅ星崎及び、併設する事業所等（以下、「花べるじゅ星崎等という。」）における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害その他の災害予防及び人命の安全並びに災害防止を図るひとを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、花べるじゅ星崎等に勤務し、または出入りするすべての者に適用する。なお、管理権原者が管理する範囲は、花べるじゅ星崎等とする。

(自衛消防の組織)

第 3 条 火災その他の災害が発生した場合被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置く。

(1)自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長(防火管理者)-----	-----通報連絡班	詳細別紙 1(従業員等)
	-----消火班	詳細別紙 1(従業員等)
	-----避難誘導班	詳細別紙 1(従業員等)

(2)自衛消防隊の任務分担表

班	主な任務
通報連絡班	119 番通報、各事業所への報知及び到着した公設消防隊へ情報の提供にあたる。
消火班	消火器その他の消火設備等を使用し、初期消火活動にあたる。
避難誘導班	出火階とその上階の避難者を協力して、避難誘導を行う。防火戸等の閉鎖を行う。

(建物等の自主検査)

第 4 条 防火管理者は、建物、火器使用設備器具、危険物施設等及び避難通路、避難口、安全区画、防災区画その他の避難施設について、自主検査を実施するとともに、その結果を記録保存する。

(消防用設備等の点検)

第 5 条 防火管理者は、消防用設備等の機能を維持管理するため、機器点検を半年に 1 回、総合点検を 1 年に 1 回消防署長に報告しなければならない。

(点検検査の記録及び報告)

第 6 条 防火管理者は、点検検査の結果をそのつど防火管理台帳に記録するとともに、消

防用設備等の点検結果について、1年に1回消防署長に報告しなければならない。

(施設に対する遵守事項)

第7条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)避難口、廊下、通路その他避難のために使用する施設には、避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置かないこと。
 - (2)避難口等に設ける扉は、容易に解錠でき、かつ、開放した場合には廊下の幅員を有効に保持できること。
 - (3)防火戸は、常時閉鎖できるよう機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となる物品を置かないこと
- 2 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥箇所があるときには、管理権原者等に報告し改修を図らなければならない。

(震災予防対策)

第8条 防火管理者は、第4条に定める検査にあわせ、地震による災害を未然に防止するため日頃から什器等の転倒防止、ガラス等の飛散防止措置等を行う。

(地震発生時の安全措置)

第9条 地震発生直後又は南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された時は、速やかに、当建物2階等に入居者全員を避難させる。

(地震発生後の自衛消防活動)

第10条 地震後の自衛消防活動は、出火防止措置、情報収集、消火活動及び避難誘導を主な任務とする。

(東海地震注意情報から警戒宣言が発令されるまでの措置)

第11条 東海地震注意情報を知った従業員は、直ちに防火管理者に報告する。

- 2 報告を受けた防火管理者は、テレビ、ラジオを通じて情報を確認のうえ、各自衛消防隊員等に対し速やかに警戒宣言が発令されれば場合は、従業員の退社及び残留保安要員の確保を図る。

(外来者等への伝達)

第12条 自衛消防隊長は、従業員及び外来者に対し東海地震注意情報の発表を伝達するものとする。なお、外来者が多いと判断される場合は、速やかに避難誘導班員を所定の場所に配置完了後、外来者に伝達し、混乱防止に十分配慮する。

(警戒宣言発令時の伝達等)

第 13 条 警戒宣言が発令された場合、防火管理者は保安要員(従業員)に対して伝達するものとする。避難誘導については、混乱による事故を防止するために、避難階段に近い階層より順次行うものとする。

(被害防止措置)

第 14 条 警戒宣言が発令された場合、従業員は、窓ガラス等の破損、落下防止措置の確認及び非常持出品の準備等を行う。

(解除された場合の措置)

第 15 条 防火管理者は、火器使用設備等の使用を再開する時は、地震、軽火器宣言等において停止させた火気使用設備、危険物施設及び建物の安全を行った後使用する。その他当該消防計画第 9 条から第 14 条までの措置を中止する。

(防火・防災教育・訓練)

第 16 条 防火管理者は、従業員等に対して防火・防災等に関する教育を実施しなければならない。

2 防火管理者は、消火及び避難訓練を年 2 回以上行う。

3 南海トラフ地震に係る情報・伝達及び津波避難等に係る防災訓練を年 1 回以上行う。

(消防機関との連絡等)

第 17 条 防火管理者は、防火管理について消防機関との連絡、報告(防火管理者の選任・解任・消防計画の作成変更、火気の使用・取扱い及び修繕模様替え等の工事)等を実施すること。

南海トラフ地震防災規程

第 18 条 南海トラフ地震対策

(目的)

第 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 南海トラフ地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時における防災に関する業務を行う者の組織は、第 3 条(自衛消防活動)に定める自衛消防隊編成表のとおりとする。

(自衛消防隊長等の権限及び業務)

第3 自衛消防隊長は、自衛消防隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波情報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時は、次の措置を講ずるものとする。

- (1)通報連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集にあたらせること。
- (2)南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が、発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- (3)避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
- (4)従業員を1回食堂に集合させ、(避難場所)星崎小学校又は南野公園に避難させること。
- (5)前項に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

2 自衛消防隊の各班長は、自衛消防隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代行する。

(従業員の責務)

第4 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表時及び南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震発生したことを覚知した従業員は、直ちに自衛消防隊及び通報連絡班長にその旨を報告するものとする。

(自衛消防隊の活動)

第5 自衛消防隊の各班は、第8条(地震対策)に定める任務の他、次の活動を行うものとする。

(1)通報連絡班

ア自衛消防隊の指示に基づき、直ちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

イ自衛消防隊の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報及び自衛消防隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

ウあらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(2)避難誘導班

ア地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表又は自衛消防隊長の指示に基づき、建物内の避難経路の確保及び安全の確認、該当地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに

自衛消防隊長へ報告すること。

イ自衛消防隊長から避難誘導開始の指示をうけたときは、顧客等を避難誘導すること。

ウ避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

エ顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに自衛消防隊長に報告すること。

(南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制)

第6 南海トラフ地震

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1)自衛消防隊長は必要に応じて自衛消防隊を参集し、通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2)異常な現象が観測されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発令時の体制)

第7 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1)災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震発生から1週間、後発地震に対して警する措置をとるものとする。また、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2)避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は、だい5(2)に準ずる。

(何位トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発令時の体制)

第8 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、以下の措置を講ずるものとする。

- (1)災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2)各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(その他不測の事態)

第 9 自衛消防隊長は、南海トラフ地震が発生した以降の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断した場合は、これによらないことができる。この場合、自衛消防隊長は直ちに退院に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに自衛消防隊にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(教育)

第 10 消防(防災)管理業務に従事するものが従業員等に対して行う教育は、第 16 条(教育訓練)に定めるほか、次による。

- (1)南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容。
- (2)南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識。
- (3)地震及び津波に関する一般的な知識。
- (4)地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識。
- (5)地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に従業員等が果たすべき役割。
- (6)地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識。
- (7)地震対策として今後取り組む必要のある課題。

(訓練)

第 11 防火(防災)管理業務に従事するものが行う訓練は、第 16 条(教育訓練)に定める内容のほか、次による。なお、訓練は年 1 回以上行うものとする。

- (1)情報収集・伝達に関する訓練。
- (2)津波からの避難に関する訓練・
- (3)その他前号を統合した総合防災訓練・

2 地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加すること。

(広報)

第 12 防火(防災)管理業務に従事するものが顧客に対して事前に行う広報は次による。

- (1)南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容。
- (2)地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識。
- (3)正確な情報入手の方法。

- (4)防災関係機関が講ずる災害応急策等の内容。
- (5)各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識。
- (6)各地域における避難場所及び避難経路に関する知識。

附 則

この消防計画は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この消防計画は、令和 5 年 5 月 19 日から南海トラフ地震防災規程として第 18 条を追加実施する。